

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 9 年 1 月 1 6 日 (月)

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
予算特別委員会について	
(1) 設置及び構成について	3
(2) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について	3
平成29年第1回定例会の日程について	4
瑕疵ある議決の再発防止について	5
議会の委任による専決処分について	6
議員報酬の諸課題に関する研究会の報告について	10

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成29年1月16日(月)		午前9時58分～午前10時28分	
場 所	第1委員会室			
出席理事 (6名)	理事	脇坂 たつや	理事	大和田 伸
	理事	島田 敏光	理事	増田 裕一
	理事	山田 耕平	理事	そね 文子
欠席理事	理事	松浦 芳子		
理事以外の 出席議員	副議長	川原口 宏之	佐々木 浩	
		富本 卓		
出席理事者				
事務局職員	事務局長	北風 進	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事	植田 敏郎
	議事係長 調査係長	蓑輪 悦男	庶務係長 議会法務長	本島 健治
	担当書記	福羅 克巳	担当係	井伊 慶子
		太刀川 修		

(午前 9時58分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

なお、松浦理事より、本日は欠席するとの連絡を受けている。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録である。

平成28年11月8日から12月15日までの4回分について、メールでお送りしているが、この内容で承認いただけるか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、承認いただいたので、本日から公開の扱いとする。

《予算特別委員会について》

(1) 設置及び構成について

脇坂理事 続いて、予算特別委員会について。

まず、設置及び構成について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 第1回定例会において、平成29年度当初予算の議案が区長から提出された場合、例年同様に予算特別委員会を設置することとし、構成員は議員全員としてはいかがか。

脇坂理事 ただいま事務局から説明があったが、この点について何かあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、予算特別委員会の設置、構成については説明のとおりとする。よろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

(2) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について

脇坂理事 では、続いて、予算特別委員会の審査方法・日程及び質疑持ち時間について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 お手元資料1をごらんいただきたい。審査区分は4ブロック。そして、まだ未確定だが、用地会計予算も提出される予定と聞いている。これが提出された場合、第1ブロックの審査区分としてはいかがか。持ち時間は各ブロック、議員1人当たり6分。審査期間は、正副委員長の互選、意見開陳の2日を除き、8日間を予定する案である。

脇坂理事 ただいまの説明については何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 よければ、案のと通りの日程で考えていく。

なお、昨年の理事会では、第1ブロックを総括的な質問ができるような審査区分にしてはといった問題提起もあったが、むしろ、歳入や財政運営に関するものなど第1ブロックにふさわしい質問をするべきであり、款が違う質問をする議員に対しては、厳しく注意するところから始めるべきだという意見も出ており、最終的に意見はまとまらなかった。昨年このような議論もあったので、各会派の議員へは、審査区分に従って質問を行っていただくよう改めてお伝えいただきたいと思うので、よろしく願います。

この点については何かあるか。

増田理事 くしくも昨年、そういった総括的なブロックにしたらどうだという提案をしたのは、ほかでもない私なのだが、先ほど脇坂理事からも、むしろ歳入的な質問、財政的な質問をしたほうがよいと言ったのは、共産党の前任の幹事長がまさにそういった訴えをされて、変えられたというか、その場ではまとまらなかった。むしろ、そういった張の本人が款をまたぐような質問をされたということを非常に遺憾に思っており、そういう提案されたわけだから、しっかりと款をまたがない質問に取り組んでいただきたいと思う次第である。それは各会派で徹底をしていただきたいと思う。

山田理事 そういった提案もしたので、私たちの会派自身も気をつけたいと思うのだが、私たちの会派だけではなく、比較的いろんな会派もそういうことがよく見受けられるようになってきたので、お互いの会派で気をつけることは気をつけつつ、今後そういうことも含めてまた検討ということは、合意ができればしていてもいいのかなと思うので、よろしく願います。

脇坂理事 では、この点についてはよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

《平成29年第1回定例会の日程について》

脇坂理事 では、続いて、平成29年第1回定例会の日程（案）について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。2月13日から3月16日まで、会期は32日間。初日と最終日は午後1時開会を予定し、2日目から中日は午前10時開会を予定。1日1委員会の開催。

日程（案）については、本日議運で承認された後、ホームページ等で周知する。

なお、表にはないが、1月31日火曜日午前10時から議運理事会を開催し、当初予算説明が行われる予定である。また、2月2日木曜日午前10時から議運理事会を開催し、1定の議案説明等が行われる予定となっている。

以上である。

脇坂理事 ただいまの説明については何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、第1回定例会の日程（案）については、ただいまの説明のとおりなので、よろしく願います。特に理事会、議運が断続的に続くので、間違えのないようお願いする。

《瑕疵ある議決の再発防止について》

脇坂理事 では、続いて、瑕疵ある議決の再発防止について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料3をごらんいただきたい。資料を2点お配りしている。

まず1点目。議長より、昨年12月の臨時会において瑕疵ある議決を再議することになったことに関し、議員の皆様に向けて、陳謝と再発防止に向けた協力依頼についての文書を配付したいとのことで作成したものである。

なお、再発防止の内容は、12月15日の理事会で確認した3点である。

よければ、会議終了後に全議員へポスティングをさせていただきたいと思う。

2点目。再発防止策について、申し合わせ事項へ追記する文言の案を作成したので、確認をお願いします。

なお、申し合わせ事項の見直しは、この内容で合意できた場合は、1定の最終日、3月16日木曜日の議運で承認していただきたいと考えている。

また、除斥について、条文の解説や、除斥となる可能性のある主な議事や具体的な事例等、逐条解説書や行政実例等をまとめたものを参考資料として添付している。こちらについては、今後、各議員の皆様が御自身で除斥に該当するかどうかを確認いただく際の参考にしていただきたいと思う。

以上である。

脇坂理事 改めて、こちらの件では私ども会派が御迷惑をおかけし、申しわけなかった。

ただいま2点、資料の説明があったので、それぞれ確認をしていく。

まず、1点目の議長から議員宛ての文書について、質問や意見などはあるか。――それでは、特段なければ、この内容で全議員へポスティングすることとする。

次に、2点目の申し合わせ事項へ追記する文言について、意見や質問等はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、申し合わせ事項へ追記する文言は資料の案のとおりでよろしいか。
—そのようにさせていただく。

また、もう一つ、参考資料については、各議員が御自身で除斥に該当するかどうか確認いただく際などに参考にしていただきたいと思いますので、各会派の議員へそれぞれお配りいただき、共有していただけたらと思うので、よろしく願います。

《議会の委任による専決処分について》

脇坂理事 では、続いて、議会の委任による専決処分について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 昨年11月8日の議運理事会において、副区長から、訴訟、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分について、現在50万円となっている金額の見直しについて検討いただきたいとの申し入れがあった。それに対する正副委員長案については、後ほど委員長から説明をお願いします。

検討に当たり、物価の変遷や他区の状況、また、杉並区の最近の専決処分の状況などを資料としてまとめている。お手元の「議会の委任による専決事項の金額設定について」をごらんいただきたい。

まず1番目、物価の変遷である。大きくは、(2)の消費者物価指数が、この専決が決まった昭和37年と平成27年を比較すると、4.9倍になっているということである。

他区の状況については、それぞれ設定された年数が違うが、やはり直近になるほど額は高くなっているという状況はある。また、平均額、他区の実績等々、まとめている。

1枚おめくりいただき2ページ、杉並区の実績についても、見直しの4つの項目を記したものである。Aが提訴、Bが和解、Cが損害賠償、Dが契約金額の増減ということでまとめ、資料を作成したものである。これら資料をもとに検討いただけたらと思う。

脇坂理事 ではまず、ただいまの事務局からの説明については質問等あるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、資料4にあるとおり、前回皆様とも少し話をしたが、今回の専決処分の件について正副委員長で相談をした案を、私から説明をさせていただく。

まず、見直しに当たっての基本的な方針として、区長部局から見直しの依頼のあった損害賠償のみでなく、現在区長へ委任している全ての事項について見直しの対象とすること、また、提訴、和解、損害賠償は指定した当時から50年以上、契約金額の増減も35

年以上が経過しており、社会経済環境は当時と大きく異なることから、現状に即した見直しを行う。ただし、区長へ委任できるのは軽易な事項に限り認められることから、その判断は慎重に行っていきたいと思う。

以上の点を基本的な方針とし、その上で、提訴、和解、損害賠償については、現在50万円となっているところを、指定した当時からの物価変動や他区の状況などを踏まえ、300万円に引き上げたいと思う。

契約金額の増減については、現在の20%は他区と比較しても幅が大きいこと、また、最近の杉並区の事例を見ても、ほとんどが10%以内におさまっていることなどを踏まえ、10%に引き下げを行いたいと思う。

以上を正副委員長案とさせていただく。

それでは、今説明をさせていただいたが、この案については、意見、質問等あるか。では各会派、伺っていきたいと思う。

大和田理事 私ども会派としては、今、次長からの事務的な説明もあったが、50万円という金額が設定されてから今日に至るまで約5倍の差異がある。そういった中で、今50万円なので、ざっくり250万円を軸に、タクシー代などに当たっては10倍にふえているということもあるので、プラスアルファというところで300万円の根拠ということによろしいかと思う。

また、契約案件についても、今脇坂理事からも説明があったが、その説明をもって十分よろしいと思う。

我が会派としては、正副委員長案でよろしいと思う。

増田理事 こちらは、先般の理事会でも私どもの会派の見解を示したところであり、物価状況も変わってきたということ、それと、できる限り速やかに損害賠償の対象者に対してはお支払いするといった観点からも、提案された正副委員長の案としては妥当なのかなと捉えているので、当会派ではこちらで結構である。

山田理事 私たちの会派では、物価の変動という話が先ほどからもあったとおり、提訴、和解、損害賠償については、300万円というのは妥当ではないかという意見があった。

契約金額の増減については、100分の10以内をもう少し引き下げてもいいのではないかという意見もあったのだが、一致できる点で引き下げるということでまとめれば、10%ということには賛同する。

そね理事 私どもの会派でも、やはり速やかに損害賠償を払うということは重要だと思うし、35年間据え置かれたこの金額から、5倍以上の物価指数の変動もあることから、300万円に引き上げるというのは妥当だと思う。

それと増減についても、引き下げるということで、議会がかかわる金額が引き下げられるということはよろしいかと思う。

脇坂理事 本日は自民・無所属クラブの松浦理事が欠席だが、会派の意見を確認するため、同じ会派の佐々木議員に発言を許可したいと思うが、いかがか。よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、佐々木議員、説明員席に移動いただき、この件について、会派の意見をお聞かせいただきたいと思う。

佐々木議員 発言の機会、ありがとうございます。松浦幹事長がインフルエンザで外出禁止となったので、私が代理をさせていただきます。

当会派としても、この専決事項に関する取り扱い、前から関心を持っており、協議をいろいろした。

まず1点目で、契約金額を20%から10%にするということに関しては、妥当ではないかと判断をしている。

それから、損害賠償等の金額のアップ、今50万円だが、それが300万円ということが正副委員長の提案というふうに事前に聞いていたので、それについても一応協議をしたが、物価、それから速やかな損害賠償の支払い等、理解できないことはないのだが、それは臨時議会をできるだけ開けばいいというような意見もあった。

それはそうとしても、何らかのアップは必要だろうなと思っているが、当会派として危惧しているのは、300万円ぐらいに上げると、例えば交通人身事故とかいう重大な事故がなかなか見えなくなるんじゃないか、こういう危惧もあり、もちろん年度末とか、一斉にペーパーでいただくということはあるのだが、例えば新聞報道に出るような交通事故みたいな、それでも、たまたま被害者が軽く済んで300万円以下になっちゃったというようなときに、我々がそれを知らないでよかったのかという危惧もあることから、会派の中でも少し懸念があった。

そういうのも踏まえて、ただし、やっぱりそれはそれなりに上げなきゃいけないだろうなということもあったので、そこで会派として知恵を絞り、この正副委員長の300万円にオーケーをするかわりに、新たに附帯事項という形ではないのだが、例えば理事者側から、専決処分をする際は必ず議長に事前に報告をいただきたい。議長が、そのときの議長がそれについて、これはもう議員にちゃんと知らせなければいけないと思ったら、幹事長なり議運なり、そういったところに報告していただければ。要するに、知らないことがない状態にしておいたほうがいいだろうというような。小まめに議長に事前に報告をしていただければ、あとはもう議長がどう裁量するかというのは、時の議長の判断

だろうと思うので、そういった内容の簡単な、そんな細かい、どうせいとかという話じゃなくて、そうしてほしい、できるだけ報告をしていただきたいというような旨の附帯事項をつけて、それで我が会派の危惧を解消できるのではないかなという提案したらどうかというような意見があったので、それを会派の意見とする。

脇坂理事 佐々木議員、少しそのまま席に残っていただけたらと思うので、よろしく願います。

今、案の内容としては、各会派ともにおおむね、300万円と10%というところで理解はいただけたものと思っているが、1つ、佐々木議員から附帯事項ということで今説明があった。専決処分を行う際に理事者から、各会派ということではなく、議長に対して事前に報告をするという仕組みにしてはどうかという申し出があった。議長の判断によって、各会派におろしていくかどうかは決めていくということはいかがかということであったが、この点についても、現段階で感想、意見等あったらお聞きをしたいと思うが、いかがか。

島田理事 金額を引き上げるということは議会の権能を少し引き下げる、そういう理解になるとは思うので、自無さんの提案は非常に妥当かなと思う。ただし、今既に、我々が知らなきゃいけないようなことは議長及び各幹事長には伝わってきている。例えばこの前の熱湯事件とか、ああいったものもちゃんと報告はされている。それをいわゆるお願いをして、制度化するというところで完璧に書くということはどうか、ちょっと法律上よくわからないが、慣例をそのまま継続して、願いますという形で、緩やかな文言でよいと思うが。

佐々木議員 条例の中にそれをきちっと盛り込むと完全に制度化されてしまうので、附帯にしたほうがよいというようなことは、緩やかにそのようにしていただきたい、そういう一言をつけ加えると。それがなかったから信義違反だというわけではないのですが、それがあることによって理事者側も小まめに議長にはきちんと報告をする。今まではなかなか、専決をしても、後で議長のほうに出てくるというケースのほうが多かったと思う。だけれども、それを事前にきちっと、こういう専決をしますから、よろしくというぐらいのをやっていただければ、大分、我々議会と理事者の間がスムーズに行くようになると思う。そういったことなので、今の島田理事の発言とほぼ同じだと考えていただいて結構である。

増田理事 佐々木議員の提案、会派に持ち帰って見ないとわからない部分もあるが、これはきょう決めるのか。

脇坂理事 そこまでは決めなくても大丈夫である。

増田理事 今聞く限りにおいては、今し方島田幹事長も言ったが、附帯決議にするのかどうかというのはまた別にして、申し入れとかいう形で、区長に対して、議長からこの件については報告していただくようにということで、しっかりとした約束というか形になるようにしていくということについては、よいのではないかなと受けとめている。

脇坂理事 本日、議長が欠席で、議長の意見も伺わなければいけないと思うので、方向性としておおむね意見は一致しているので、1定に議案を出しながら見直すこととしていきたいと考えている。この点については、いま一度各会派とも調整をさせていただきたいと思うが、いかがか。よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、並行してになるが、議案の作成も行っていただきたいと思うので、事務局では準備を進めていただきたいと思う。よろしく願います。

それでは佐々木議員、退席いただいて結構である。

《議員報酬の諸課題に関する研究会の報告について》

脇坂理事 では、続いて、議員報酬の諸課題に関する研究会の報告についてである。

この件は、研究会の座長である富本議員から説明をお願いしたいと思うので、富本議員に説明員として発言を許可してもよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、富本議員、説明員席に移動いただき、この件についての説明をお願いします。

富本議員 議員報酬の諸課題に関する研究会の座長をしている富本である。では、私から説明をさせていただきます。

資料5をごらんになっていただければと思うが、当区の行政委員が病気等で勤務できなかった場合の報酬不支給規定が新たに設けられることを受けて、昨年6月、当区議会においても、長期病欠等による議員報酬等の減額規定について研究するため、議員報酬の諸課題に関する研究会を議長のもとに設置し、メンバーはこの報告書の2ページに書いているが、そのメンバーにおいて、私が座長を務めながら皆さんの協力も得て、さまざまな視点から検討を行ってきた。

今般、研究会での一定の結論もまとまった。そういう中で、議員が本会議等の会議を長期に欠席した場合の報酬に関する減額規定をやはり設ける必要があるということと、そのたたき台というか案について、一定の結論に達した。よって、これまでの検討結果を別途報告書にまとめて、先般、10日に議長にも報告をさせていただいたところである。

本日は、その内容について、改めて議運の理事会のメンバーの皆さんにも報告をさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

それでは、主な内容としては、1、減額を適用する期間は、本会議等の会議を欠席した日から1年を超えるととし、減額割合を20%とする。これは既に板橋区、練馬区でとられている方式である。

対象となる会議については、本会議及び委員会、加えて、杉並区議会会議規則で協議または調整を行うための場として規定をされている全員協議会、議会運営委員会理事会、広報委員会、政務活動費調査検討委員会、情報公開推進委員会、代表者会議、常任等委員長会も該当としている。

次に、2番として、減額適用の欠席期間の始期は、会議を欠席した日から1年を経過した日以後、最初に会議が開催された日からとし、終期は、会議への出席を再開した日の前日までとする。減額適用を区民によりわかりやすくするために日割り制としている。

次に、3番として、報酬の減額適用を除外する事項は、公務上の災害等、感染症、個人の責によらない事故及び議長がやむを得ないと認める場合としている。

また、このほかにも、減額適用除外事項の検討に当たっては、いわゆる産休・育休の取り扱いも大きな焦点となり、各委員からもさまざまな意見が出たが、結論として、議員という職務の性質上、産休や育休で1年以上休むことがほとんど想定をされない等の理由により、出産を適用除外事項には含めないこととした。品川区は含んでいるが、品川は90日なので、規定の内容が違うので、そういう形になっている。

また、あわせて、出産に関する欠席届の記載内容を今後検討することについても確認をしているが、これについては、この研究会の範疇外であるので、また協議をいただければと思う。

加えて、政務活動費についても、当然、休んだ日に合わせてどうするのかという話も出たのだが、これについても、基本的には活用されないだろう、全額返金をされるだろうということが予想されるが、今回はあくまでも報酬に関することを議長から諮問を受けたものなので、これについても、そういう話題が出たということで話はとどまっている次第である。

そして、一定の結論が出たので、最後になるが、これをもとに今後、平成29年第1回定例会において、現行の杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に本報告書の内容を反映させる条例改正を、議員提出議案として進めていくのが妥当ではないかと考えているところである。

簡単だが、以上で私からの説明を終了させていただく。

脇坂理事 改めて、富本議員初め、研究会の皆様には本当にねぎらいの言葉をかけたいと思う。ありがとうございました。

ただいま説明があつたが、質問等あるか。よろしいか。——それでは、この件は説明のとおりなので、よろしく願います。

富本議員は退席していただいて結構である。

本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前10時28分 閉会)